

東京学芸大学新教員養成コース特別給付金に関する要項の一部改正について

改正理由：新教員養成コースを教員養成高度化プロジェクトとして継続・発展的に運営すること及び大学院教育学研究科の組織再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
東京学芸大学<u>教員養成高度化プロジェクト</u>特別給付金に関する要項 (趣旨) 第1条 この要項は、<u>東京学芸大学教員養成高度化プロジェクト実施規程</u>（平成30年規程第3号）第9条第2項の規定に基づき、東京学芸大学（以下「<u>本学</u>」という。）の<u>教員養成高度化プロジェクトに置かれる次世代学校リーダー養成コース</u>に登録した学生で、本学大学院教育学研究科（以下「<u>教育学研究科</u>」という。）が行う<u>特別選抜</u>を経て教育学研究科に入学した者に貸与する特別給付金（以下「<u>給付金</u>」という。）について必要な事項を定めるものとする。 (給付金の目的) 第2条 給付金は、本学が推進する<u>教員養成高度化プロジェクトに置かれる次世代学校リーダー養成コース</u>（以下「<u>養成コース</u>」という。）に登録し、学部及び教育学研究科において連続的に教育を受け、教育学研究科修了後に教員となることを目指す学生に対して給付金を貸与することにより、学生の授業料負担の軽減を図ることを目的とする。 (資格等) 第3条 特別選抜試験により、教育学研究科に入学した学生で、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者は、給付金の申請をすることができる。 (1)・(2) 〔省略〕 2 前項第2号に係る者で、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合は、この給付金を申請する資格を失う。 (1)・(2) 〔省略〕 3 〔省略〕 〔省略〕 (貸与の停止) 第6条 次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者は、給付金の貸与を停止する。 (1) 本学が指定する期日までに授業料を未納の者 (2) <u>養成コースの登録を取り消された者</u> (3)～(8) 〔省略〕 (給付金の返還等)	東京学芸大学<u>新教員養成コース</u>特別給付金に関する要項 (趣旨) 第1条 この要項は、東京学芸大学（以下「<u>本学</u>」という。）の<u>新教員養成コース</u>に登録した学生で、本学大学院教育学研究科（以下「<u>教育学研究科</u>」という。）が行う<u>新教員養成コース特別選抜</u>を経て教育学研究科に入学した者に貸与する特別給付金（以下「<u>給付金</u>」という。）について必要な事項を定めるものとする。 (給付金の目的) 第2条 給付金は、本学が推進する<u>新教員養成コース</u>に登録し、学部及び教育学研究科において連続的に教育を受け、教育学研究科修了後に教員となることを目指す学生に対して給付金を貸与することにより、学生の授業料負担の軽減を図ることを目的とする。 (資格等) 第3条 特別選抜試験により、教育学研究科に入学した学生で、次の各号の<u>1</u>に該当する者は、給付金の申請をすることができる。 (1)・(2) 〔省略〕 2 前項第2号に係る者で、次の各号の<u>1</u>に該当する場合は、この給付金を申請する資格を失う。 (1)・(2) 〔省略〕 3 〔省略〕 〔省略〕 (貸与の停止) 第6条 次の各号の<u>1</u>に該当する者は、給付金の貸与を停止する。 (1) 本学が指定する期日までに授業料を未納の者 (2) <u>新教員養成コースの登録取り消しの許可を受けた者</u> (3)～(8) 〔省略〕 (給付金の返還等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、既に貸与を受けた給付金全額を返還計画に基づき大学に返還しなければならない。

(1) 養成コースの登録を取り消された者

(2)～(4) 〔省略〕

(5) 教育学研究科を修了後、国公立の学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等）の教職以外の職に就いた者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める期間、給付金の返還を猶予することができる。

(1) 教育学研究科を修了後、引き続き本学大学院連合学校教育学研究科（以下「連合学校教育学研究科」という。）に入学した者 連合学校教育学研究科在学期間中

(2) 教育学研究科又は連合学校教育学研究科修了後、引き続き教職を目指す者 修了後2年間

3 〔省略〕

〔省略〕

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成28年度までに新教員養成コースに登録し、新教員養成コース特別選抜を経て教育学研究科に入学した者については、なお、従前の例による。

第7条 次の各号の1に該当する者は、既に貸与を受けた給付金全額を返還計画に基づき大学に返還しなければならない。

(1) 新教員養成コースの登録取り消しの許可を受けた者

(2)～(4) 〔省略〕

(5) 本学大学院修士課程を修了後、国公立の学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等）の教職以外の職に就いた者

2 次の各号の1に該当する者は、当該各号に定める期間、給付金の返還を猶予することができる。

(1) 教育学研究科を修了後、引き続き本学大学院連合学校教育学研究科（以下「連合学校教育学研究科」という。）に入学した者 大学院博士課程在学期間中

(2) 教育学研究科又は連合学校教育学研究科修了後、引き続き教職を目指す者 修了後2年間

3 〔省略〕

〔省略〕